昭和二十七年法律第百二十二号

に設置し、日本国にある合衆国軍事郵便局相互間及び日本国にある合衆国軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達の業務を行うことができる。並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条に基づき、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用する合衆国軍事郵便局を合衆国軍隊の使用する施設及び区域郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第二条及び第四条の規定にかかわらず、アメリカ合衆国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域を大学の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律

附 則 (昭和三五年六月二三日法律第一〇二号) 抄この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。 (罰則の適用に関する経過規定)

なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第十二条第三項又は附則第十三条第三項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ いては、

(平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。